

太田市人権施策推進協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市附属機関設置条例（令和7年太田市条例第1号）第5条の規定に基づき、市の人権教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進するため、太田市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 人権施策に係る基本方針に関する事項
- (2) 人権施策に係る重要施策に関する事項
- (3) その他人権施策に係る諸問題に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の翌年度の末日までとする。ただし、委員が任期中途で退任した場合又は委員を増員する場合等において、新たに委嘱される委員の任期は、すでに委嘱を受けている委員の残任期間と同一の期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、第3条に定める委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 協議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(幹事)

第9条 協議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、太田市人権施策推進会議の委員の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、市民そうだん課が行う。

(その他)

第 1 1 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 0 日から施行する。